

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 29 年 2 月 24 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）平和堂浜大津店 大津市長等二丁目 10 番 1 ほか 10 筆
- 2 意見の概要 大津市からの意見
  - (1) 災害時において駐車場を地域避難場所として使用するなど、地域からの協力要請があった場合は十分に配慮いただきたい。
  - (2) 地域の住民等の理解が十分に得られるよう、地元の学区自治連合会長および近隣自治会との積極的な連携、協力をお願いしたい。
  - (3) 青少年の健全育成の見地から、具体的な防犯対策を講ずること。また、地域住民や関係団体が行う青少年の健全育成に向けた諸活動に対しては、事業者の責務として積極的に協力されたい。
  - (4) 平成 28 年 6 月 29 日付けで提出のあった生活環境影響事業事前協議書を順守すること。また、平成 28 年 8 月 12 日付けで協議終了した開発事業事前協議に関する大津市環境部環境政策課からの意見を順守すること。
  - (5) 当該店舗から排出される事業系一般廃棄物については、家庭用ごみの集積所への排出は厳に慎み、許可業者に委託するなど適正に処理すること。特に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条に規定する廃棄物については安全かつ適正に処理すること。
  - (6) ごみの減量化、再資源化に努めること。
  - (7) 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成 6 年大津市条例第 17 号）第 30 条に基づく保管庫を設置すること。また、新設ごみ集積所に隣接する土地所有者に土地利用計画を十分に説明し、理解を得ること。
  - (8) 一般廃棄物と産業廃棄物を明確に区分して保管すること。また、一般廃棄物については、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則（平成 6 年大津市規則第 45 号）第 16 条の保管基準を順守すること。
  - (9) 既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻やがれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。
  - (10) 当該地で広告物を掲出する際には、掲出する広告物の種類や大きさ、内容等によって許可が必要となるため、事前に大津市都市計画部都市計画課と協議を行い、必要に応じて許可を得ること。
  - (11) 当該店舗の駐車場について、駐車料金を徴収する場合は内容により駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 12 条による届出を行う必要があるため、大津市都市計画部都市計画課と協議すること。
  - (12) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づく特定建設資材を扱う造成工事で、その請負額が 500 万円（消費税込）以上の場合、工事着手 7 日前までに、同法上の届出が必要なので留意すること。また、建築物については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）および関係法令等に適合させること。
  - (13) 大津市開発事業の手続及び基準に関する条例（平成 24 年大津市条例第 6 号）、大津市開発許可制度に関する基準および都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく平成 28 年 10 月 28 日付けの開発許可条件を順守すること。
  - (14) 駐車場の出入口付近には視認性向上のため、視界を遮る構造物や密な植栽を設置しないこと。また、周辺道路の通行車両や歩行者への安全対策として出庫を知らせる回転灯やブザーの設置を検討すること。
  - (15) 駐車場の混雑等による影響で周辺道路が渋滞しないよう、混雑時には駐車場誘導員の配置等を検討すること。
  - (16) 工事に伴う濁水等が隣接する大津市道に影響を及ぼさないよう配慮すること。
  - (17) 工事中や店舗営業時に危険物を貯蔵し、または取り扱う場合は消防関係法令を順守すること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号  
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町 3 - 1
  - (2) 縦覧期間 平成 29 年 2 月 24 日から平成 29 年 3 月 24 日まで